

子育てサロン事業実施要綱

(目的)

第1条 この子育てサロン（以下「サロン」という。）は、地域を拠点に、子育て家庭の親子を地域住民が多様な活動を通じて、子育てを楽しみながら、仲間づくりし互いに支えあうことを目的として、室蘭市社会福祉協議会（以下「本会」という。）が行う事業とする。

(実施主体)

第2条 この事業の実施主体は、本会と室蘭市民生委員児童委員協議会の共催とする。

(対象者)

第3条 この事業の対象者は、就学前の子とその親とする。

(事業内容)

第4条 このサロンは、第1条の目的を達成するため、次の事業を行うものとする。

- (1) 親の意見交換を含めた交流・リフレッシュの時間を設ける
(お茶・コーヒー・音楽鑑賞)
- (2) 子ども同士の遊び場で、おもちゃ等で自由に遊ばせる
- (3) 保育士指導の親子ゲーム、お遊戯
- (4) 育児講座・育児相談

(実施日)

第5条 実施日は、毎月1回以上とする。

(実施時間)

第6条 実施時間は、原則として、午前10時から正午までとする。

(実施場所)

第7条 実施場所は、町会会館、市の施設等とする。

(申込方法)

第8条 申込方法は、実施地域の民生委員児童委員への申込とする。

(活動運営費)

第9条 この活動運営費の交付については、本会の会長が別に定める。

附則

- 1 この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

子育てサロン事業実施要綱の制定について

高齢化社会のなかにあって少子化核家族化が進むなか、児童虐待や孤立化して、子育てに悩む母親が増えて、今日の社会問題となってきています。

こうしたなか、地域住民の多様な福祉活動の一環として、誰もが安心して子どもを生き育てることができる地域づくり（このまちに住んで良かった）のため、当社協が平成16年度の新規事業として「子育てサロン」事業を支援するものです。

この事業を実施するにあたり、事業の円滑な遂行のため、別紙のとおり要綱を制定するものですが、下記の効果が期待されています。

この事業の期待される効果

1. 親にとっての効果

- (1) 子育てに共感しあえる仲間ができる
- (2) 子育てに関わる不安や問題を解消・解決できる
- (3) 一時的に子育てから離れることにより、リフレッシュできる

2. 子どもにとっての効果

- (1) 親の心の安定が、子どもの情緒の安定につながる
- (2) 異年齢期の子どもの交流や、集団環境に慣れることができる
- (3) 多様な遊びが子どもの好奇心、主体性を育てる

3. 地域にとっての効果

- (1) 地域の福祉力を醸成する
- (2) 異世代交流・地域交流の拠点となる